

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年11月22日報告

白井市長 笠井 喜久雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和6年10月24日

白井市長 笠 井 喜 久 雄

損害賠償の額を定め和解することについて

1 相手方 白井市在住の個人1人

2 事案の概要

令和6年7月8日、相続登記手続のため、相手方から全ての固定資産課税台帳・名寄帳（以下「名寄帳」という。）の交付申請があり、窓口で発行したが、後日、名寄帳の発行漏れがあることが相手方からの問合せで判明したため不足分を発行した。

すでに1回目の名寄帳の発行をもって、相続登記手続を終了していたため、追加で登記手續が必要となり、この結果、追加の登記手續費用を支払うことになった。

3 損害賠償の額 金10,000円

4 和解の条件

市は相手方に対し、本件に関する一切の損害賠償金として、金10,000円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。